

○経済産業省令第四十二号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十一月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第六条関係）	別表（第六条関係）

第一 〜 八類	第九類
[略]	一〜三十 [略] 三十一 携帯情報端末 〓 (一) 携帯情報端末 腕時計型携帯情報端末 スマートフォン 〓 (二) 携帯情報端末の部品及び 属品 携帯情報端末用カバー 携 帯情報端末用ケース 携帯情

第一 〜 八類	第九類
[略]	一〜三十 [略] 三十一 携帯情報端末 [新設] 腕時計型携帯情報端末 スマートフォン [新設]

第十 十九類	第二十 類	報端末用ストラップ スマ トフォン用カバー スマ フォン用ケース スマート オンストラップ
第十 十九類	第二十 類 一〇十三 「略」 十四 靴合わせくぎ（金属製のも のを除く。） 靴くぎ（金属製 のものを除く。） 靴びよう（ 金属製のものを除く。） 靴保	「略」

第十 十九類	第二十 類	
第十 十九類	第二十 類 一〇十三 「略」 十四 靴合わせくぎ（金属製のも のを除く。） 靴くぎ（金属製 のものを除く。） 靴びよう（ 金属製のものを除く。） 靴保	「略」

	第八類	第二十類	第十七類	一～二	第二十類	
十二 〔略〕	十一 柄付き捕虫網 昆虫採集箱 昆虫胴乱 殺虫管 毒つぼ	一～十 〔略〕			〔略〕	護具（金属製のものを除く。）

	第八類	第二十類	第十七類	一～二	第二十類	
十二 〔略〕	十一 昆虫採集用具 柄付き捕虫網 昆虫採集箱 昆虫胴乱 殺虫管 毒つぼ	一～十 〔略〕			〔略〕	護金具（金属製のものを除く。）

<p>第二十 九類</p>	<p>第三十 類</p>
<p>一〇十六 [略]</p> <p>十七 菓子（果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）</p> <p>甘栗 甘納豆 いら栗 いら豆 焼きりんご ゆで小豆</p>	<p>一〇十一 [略]</p> <p>十二 菓子（果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）</p> <p>(一) 和菓子</p> <p>あめ あられ あんころ</p>

<p>第二十 九類</p>	<p>第三十 類</p>
<p>一〇十六 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>一〇十一 [略]</p> <p>十二 菓子</p> <p>(一) 和菓子</p> <p>甘栗 甘納豆 あめ あら</p>

おこし かりんとう ぎゅう
ひ 氷砂糖 汁粉 汁粉のも
と ぜんざい ぜんざいのも
と せんべい だんご 練り
切り 水あめ みつまめ 蒸
し菓子 もち菓子 もなか
もなかの皮 ようかん らく
がん

(二) 洋菓子

アイスクャンデー アイス
クリーム ウエハース カス

れ あんころ いり栗 いり
豆 おこし かりんとう ぎ
ゅうひ 氷砂糖 砂糖漬け
汁粉 汁粉のもと ぜんざい
ぜんざいのもと せんべい
だんご 練り切り 水あめ
みつまめ 蒸し菓子 もち
菓子 もなか もなかの皮
ゆで小豆 ようかん らくが
ん

(二) 洋菓子

アイスクャンデー アイス
クリーム ウエハース カス

テラ 乾パン キヤラメル
キャンデー クッキー クラ
ッカー コーンカップ シヤ
ーベット シュークリーム
スポンジケーキ タフィー
チューインガム チョコレー
ト ドーナツ ドロップ ヌ
ガー パイ ビスケット フ
ルーツゼリー フローズンヨ
ーグルト ボーロ ホットケ
ーキ ポップコーン マシユ
マロ ラスク | ワッフル

テラ 乾パン キヤラメル
キャンデー クッキー クラ
ッカー コーンカップ シヤ
ーベット シュークリーム
スポンジケーキ タフィー
チューインガム チョコレー
ト ドーナツ ドロップ ヌ
ガー パイ ビスケット フ
ルーツゼリー フローズンヨ
ーグルト ボーロ ホットケ
ーキ ポップコーン マシユ
マロ 焼きりんご | ラスク
ワッフル

	第三十 一～四 十類	第四十 一～四
十三～二十 〔略〕	〔略〕	五 インターネットを利用して行 う映像の提供 インターネット を利用して行う音楽の提供 映 画、演芸、演劇又は音楽の演奏 の興行の企画又は運営 映画の 上映、制作又は配給 演芸の上

	第三十 一～四 十類	第四十 一～四
十三～二十 〔略〕	〔略〕	五 映画、演芸、演劇又は音楽の 演奏の興行の企画又は運営 映 画の上映、制作又は配給 演芸 の上演 演劇の演出又は上演 音楽の演奏 放送番組の制作

	<p>第四十 二類</p>
<p>演 演劇の演出又は上演 音楽 の演奏 放送番組の制作 六〇十五 「略」</p>	<p>一〇四 「略」</p> <p>五 デザインの考案 電子計算機 、自動車その他その用途に応じ て的確な操作をするためには高 度の専門的な知識、技術又は経 験を必要とする機械の性能、操 作方法等に関する紹介及び説明 六〇七 「略」</p>

	<p>第四十 二類</p>
<p>六〇十五 「略」</p>	<p>一〇四 「略」</p> <p>五 デザインの考案（広告に關す るものを除く。） 電子計算機 、自動車その他その用途に応じ て的確な操作をするためには高 度の専門的な知識、技術又は経 験を必要とする機械の性能、操 作方法等に関する紹介及び説明 六〇七 「略」</p>

備考 表中の「」は注記である。	備考 「略」	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第十五類</td> <td style="padding: 5px;">三 ～ 四</td> <td style="padding: 5px;">第四十</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;">「略」</td> </tr> </table>	第十五類	三 ～ 四	第四十	「略」		
	第十五類	三 ～ 四	第四十					
「略」								
備考 「略」	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第十五類</td> <td style="padding: 5px;">三 ～ 四</td> <td style="padding: 5px;">第四十</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;">「略」</td> </tr> </table>	第十五類	三 ～ 四	第四十	「略」			
第十五類	三 ～ 四	第四十						
「略」								

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。